

横浜市立左近山中学校 P T A カウンtrルール規則

(趣 旨)

第1条 左近山中学校 P T Aにおける役員・委員の選出に関する事項を定める。

各生徒保護者が左近山中学校の在校生1名ごとに、左近山中学校 P T A役員・委員を担当してもらおうことを目的とする。

(役員・委員)

第2条 役員及び委員については、横浜市立左近山中学校 P T A規約第19条、第26条に従う。

(カウント)

第3条 カウントについて、次のように規定する。

(1) 左近山中学校 P T Aの役員・委員を1年間担当するごとに「1カウント」と数える。

(2) 任期中、諸事情により解任・辞退した場合はカウントとしてみなさない。

(3) 期中に欠員が発生し、後任として役員・委員を担当した場合、任期にかかわらず「1カウント」と数える。

※欠員が発生した場合の後任については、会長及び委員長の判断により対応する。

(選出行為)

第4条 選出委員会により、選出基準に従い翌年度の左近山中学校 P T Aの各役員及び各委員の候補者の推薦を行い、被推薦者から承認を得る行為をさす。

(選出基準)

第5条 選出基準は、次に掲げる事項に従い取り扱うものとする。

(1) 「希望調査資料」に従い候補者を選出する。

(2) 左近山中学校の在校生(来年度)に対応するカウントがない保護者を優先する。

(3) 免除対象に一致する場合は、候補者からできるだけ除外する。

(4) 候補者に対して、左近山中学校 P T A選出委員会の判断により除外することが出来る。

※除外理由は、左近山中学校 P T A選出委員会でのみ管理し、原則非公開とする。

(5) 会計監査については、前年度の会計が担うこととする。次年度も役員をやる場合は、PTA本部経験者に依頼する。(カウントはしないこととする)

(免 除)

第6条 免除については、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1) 左近山中学校 P T A会長、副会長、書記、会計は、1年担当するごとに「3カウント」と数える。

※兄弟がいる場合、在校生・入学前に関わらず「カウント」することができる。

(委員長、副委員長)

第7条 (1) 委員長、副委員長は、1年担当するごとに「2カウント」と数える。

※兄弟がいる場合、在校生・入学前に関わらず「カウント」することができる。

(2) 委員長、副委員長でのカウントがある場合、委員長および副委員長の対象外となることができる。

(運 営)

第8条 この規程の運営は、左近山中学校 P T A選出委員会にて実施する。

(その他)

第9条 本規定以外での事象について、対応を講ずべき必要がある場合、会長、副会長の協議により決定し対応する。

(規約の制定および改廃)

第10条 この規約の制定および改廃は運営委員会で制定および改廃することができる。

付 則

この規約は令和2年11月4日制定し、即日施行する。

この規約は令和3年11月12日制定し、即日施行する。

この規約は令和5年7月19日制定し、即日施行する。